

6 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が市内のたばこ小売店販売業者に売渡したたばこに対し、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者にかかる税です。

したがって、納税者は製造たばこの製造者等ですが、実際に税を負担するのはたばこの消費者です。

(1) 税額計算の方法

製造たばこの製造者等が市内のたばこ小売販売業者に売渡した製造たばこの本数に税率を乗じて計算します。

$$\text{市たばこ税の税額} = \text{売渡した たばこの本数} \times \text{税率}$$

(2) 税率

| | | |
|--------|------------|---------|
| 市たばこ税率 | 1,000 本につき | 6,552 円 |
| 県たばこ税率 | 1,000 本につき | 1,070 円 |
| 国たばこ税率 | 1,000 本につき | 7,622 円 |

たばこ 1 箱に占めるたばこ税の額

| | | | |
|--------|------------|---|----------|
| 市たばこ税 | 20 本×6.552 | = | 131.04 円 |
| 県たばこ税 | 20 本×1.070 | = | 21.40 円 |
| 国たばこ税等 | 20 本×7.622 | = | 152.44 円 |

| | | | |
|----|--|--|----------|
| 合計 | | | 304.88 円 |
|----|--|--|----------|

※例えば 580 円のたばこ 1 箱中に占める税金の割合は、消費税 (52.72 円) も加算すると、61.7% (357.60 円) となります。